

令和ア年度校内生活のきまり

大森第六中学校 生活指導部

大森第六中学校生としての自覚をもち規則を守り、伝統ある校風を維持するように努力しましょう。

1 服装・頭髪・持ち物等

(1) 服 装

普段の生活では「標準服」を、儀式典の際は「正装」を着用する。

◇ 「標準服」

普段の学校生活では、標準服を着用する。移行期間はないため、一年を通して夏・冬の標準服から適したものを判断して着用すること。夏・冬の標準服は組み合わせて着用してもよいが、常に「気品」を意識し、身だしなみには十分に気を使うこと。

夏

- ・ワイシャツまたはブラウス（白無地。半袖・長袖いずれも可）
- ・ポロシャツ（白または紺。半袖無地。1cm程度のワンポイントは可）
- ・スラックスあるいはスカート。
※ワイシャツ・ブラウスの上には学校指定の布ベストやネクタイを着用してもよい。
ワイシャツ・ポロシャツの第1ボタンははずしてもよいが、ブラウスははずさない。
ポロシャツのみ、すそを出して着用してもよい。その他はすそをしまって着用。
セーターまたはカーディガンを着用可。（黒・紺・グレー、無地）

冬

- ・ブレザー（校章・クラス章は必ず着用）
- ・白のワイシャツまたはブラウス（白無地。ボタンダウン不可）第一ボタンを留める。
- ・スラックスあるいはスカート
⇒スラックスの場合にはネクタイ着用。スカートの場合には、指定の布製ベスト着用。
- ・セーター、カーディガン、ベストを着用してもよい。（黒・紺・グレー、ニット素材のもの。丈・袖口ともに、ブレザーの中におさまるもの。）
- ・登下校時には、防寒着として黒、紺、茶、グレーのコート類を着用可。
(ピーコート・ダウンジャケットなど、シンプルなデザインのものとする)
- ・防寒着は、部活動で指定されている揃いのジャケット類を着用してもよいが、トレーナー、パーカーは不可とする。
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマー、(ニット帽)など着用可。
- ・タイツ着用可。（黒・紺、無地。）

夏冬共通

- ・くつ下は、黒、紺、白の無地の物とする。（ロゴなど、ワンポイント可とする）
- ・ベルトは黒・茶色で飾りのないものとする。
- ・登下校時の靴は、黒の革靴または運動靴とする。（運動靴について、色の指定は行わないが、シンプルなデザインのものとする）
- ・ピアスなどのアクセサリー類は禁止する。

◇ 儀式典等の「正装」について

- ・一学期終業式・二学期始業式は「標準服」を着用する。
- ・入学式・卒業式その他式典については以下の「正装」を着用する。

「正装」

- ・ブレザーを着用する。（校章・クラス章は必ず着用）
- ・白のワイシャツあるいはブラウスを着用する。（いずれも長袖）
- ・スラックスを着用する場合は、ネクタイを着用する。
- ・スカートを着用する場合は、学校指定の布ベストを着用する。
- ・くつ下、ベルトは「標準服」に準じる。
- ・セーターやカーディガンは着用しない。

(2) 頭髪

- ・男女とも中学生らしい髪型とし、奇抜な髪型にはしないこと。髪の毛が肩にかかる場合は、黒・紺・茶のゴムひもで結ぶ。カラーピンや飾り付きのピン、ヘアバンド、リボンなどは使用しない。
- ・ワックスなどの整髪料は使用しない。
- ・パーマ、脱色、染色などはしない。

(3) 持ち物等

- ・自分の持ち物には必ず記名するなどし、自分で責任を持って管理する。
- ・紛失や汚損などのトラブルにつながるため、教材教具等の貸し借りはしない。
- ・カバンの種類の指定は行わないが、シンプルなデザインのものとする。著しく高価なものや、キャリーバッグ等は禁止する。
- ・他人のカバンとの区別をつけるため、キーホルダー類をひとつだけつけてもよい。
- ・学習に使う教材教具以外は学校に持ってきてはいけない。持ってきた場合は学校で預かり、必要に応じて保護者へ返却する。
- ・原則として貴重品（金銭等）は学校に持ってこない。やむをえず持ってきた場合は、朝学活時に担任に預け、帰りに受け取る。
- ・冬寒い場合「ひざかけ」を使用しても良いが、使用は教室内とする。※派手な柄物や色は禁止。
- ・制汗剤等は、無臭のものに限り使用を認める。使用する場所は更衣時の教室内とする。
- ・時計は、高校入試で認められているものに限る（スマートウォッチ等の禁止）。
- (体育の授業時は安全上の観点から必ず外すこととする)
- ・香水、色付きのリップ、メイクなどは禁止とする。清廉な身だしなみをこころがける。
- ・上履きを忘れた生徒は、朝学活時に担任に申し出る。原則、帰り学活終了後に担任に返却する。

2 校内生活

(1) 登下校

- ・7時50分から8時20分までに教室の自席に着き、朝読書をはじめる。（～8：30）
※洗足池清掃時は7時40分からの入門を可能とする。
- ・8時25分に担任の先生から出欠の確認を受ける。自分の席に着いていない場合は遅刻として出席簿に記入される。遅刻して登校した時は、職員室に寄ってから教室へ行く。
- ・一度登校したら先生の許可がなければ校外に出でてはいけない。
- ・登下校は、徒步または公共交通（バス・電車）によるものとする。自転車や自家用車での通学は原則として禁止する。※公共交通利用の場合は事前に許可を得たもののみとする
- ・欠席等の連絡は、8：15までに、原則まなびポケットを通じて保護者から連絡をする。
電話で連絡する場合は、8：00から8：15の間に連絡をする。
ただし生徒手帳に記入し、友人に届けてもらってもよい。
- ・体調が悪く早退する場合は、保護者へ連絡をとり確認する。早退した場合は、家に着いたら帰宅したことを必ず学校へ連絡する。
- ・下校時刻を守る。
- ・登下校時には寄り道をしない。習い事などに行く場合にも、原則一度帰宅すること。

(2) 授業中

- ・着席チャイムを守る。授業の準備や教室移動は、休み時間中に使う。
- ・始業終業時には学級委員の号令「起立・（気をつけ）礼・着席」でいさつをする。
- ・私語をせず、学習に集中して取り組む。
- ・学びポケットの自身の肖像（アイコン）は変更しない。

(3) 給食の時間

- ・給食委員会からのプリントに従い、協力しあって準備をおこなう。
- ・給食当番は、白衣、帽子、マスク（持参する）を必ず着用する。
- ・給食中は、教室から出ない。給食チャイム5分前より、片づけは可とする。
その後速やかに、教室に戻る。給食終了チャイムで、「ごちそうさま」をする。

(4) 休み時間・昼休み

- ・他クラスの教室には立ち入らない。また、他学年の教室フロアには行かない。ただし一年生のみ、授業での教室移動時に限り、三階を通行してよい。
- ・昼休みに体育委員会がボールの貸出を行う。朝礼台前で、生徒手帳と引き替えにボールを貸し出し、返却時には手帳を返す。予鈴が鳴ったらすぐにボールを返却する。
- ・校庭では運動靴をはくこと。（上履き、革靴は不可）
- ・5時間目の授業の準備をしっかりと行い、授業に遅れないようにすること。

(5) 清掃の時間

- ・学活終了後、当番が残って清掃をする。当番以外はすぐに下校する。
- ・清掃が当番全員によって終了したことを確認し、担当の先生の指示で下校する。

(6) 教員室への入室について

- ・職員室は原則入室出来ない。
- ・教員室へ用事のある生徒は、 前方→2・3年生 後方→1年生を原則とする。
- ・身なりを整えて、カバンやコート類は廊下において先生に声をかける。
- ・用事がある時にはドアをノックし、学級、氏名、用事のある先生の名を伝える。

(7) 朝礼・集会について

- ・朝礼（月曜日）は、8：25のチャイムで生徒朝礼を開始する。
- ・朝礼、集会における整列では、出席番号順に奇数列が右側、偶数列が左側に並ぶ。
※学級委員は整列・点呼後に自席に入る。
- ・5分前行動をこころがけ、行動する。

(8) 水筒の使用について

- ・中身は砂糖を含まないお茶またはスポーツドリンクのみとし、香りの強いものは避けること。
- ・水筒の使用は、10分休み、昼休み、体育の時間、放課後の活動時のみとする。
- ・牛乳欠食届を提出している生徒は、給食時の使用を可とする。
- ・水筒は、各自カバンに入れて管理し、使用時以外は出さないこと。
- ・取り違え等の防止のため、水筒には特に大きく、目立つように記名すること。
- ・使用場所は、各自の教室内（特別教室には持って行かない）とし、廊下では使用しない。
- ・体育の時間は、体育館・校庭で使用してよい。
- ・放課後の活動時には、担当の先生の指示に従い、活動場所で使用してよい。

(9) 保健室の利用について

- ・休み時間の利用を原則とする。
- ・保健室で行うのは応急手当です。治療や診断はできません。
- ・家庭でのけがや学校での応急手当後引き続き手当が必要な場合は家庭でお願いします。
- ・緊急の場合を除き、来室の際は「保健室利用カード」に教科担任のサインと許可時間を記入してもらい、該当生徒が保健室へ持参する。
- ・付き添いが必要な場合は保健給食委員が付き添う。
- ・1時間程度保健室で休養しても回復しない場合は早退し、家庭で休養する。
- ・保健室で休養した場合は原則として放課後の部活動には参加しません。